

西スラウェシ州訪問報告

—弁護士活動領域拡大推進本部インドネシア部会—

リーガルサービスジョイントセンター

本部長代行 氏原 隆弘 (53期)

インドネシア部会員 楠本 維大 (56期)

インドネシア部会長 春日井太郎 (58期)

副本部長 重富 智雄 (65期)

1 インドネシア訪問の経緯について

2019年9月21日から25日にかけて、当本部のインドネシア部会では有志4名により第5回のインドネシア訪問を実施した。

インドネシア部会は、一昨年、当本部における在日外国人に対する法的サービスを検討する部会（在日外国人部会）から独立し、本年度はインドネシア部会として2回目の訪問となる。

今回訪問することになった西スラウェシ州は、2004年10月に南スラウェシ州から独立したばかりの州であり、前年の訪問の際、同州知事と懇談する機会をもったことがきっかけで今回の訪問が実現されることになった。

（なお、本訪問の渡航費用については、各部員が自らの費用を負担している。）

2 訪問内容について

(1) 商工会議所訪問

乗継の都合上ジャカルタでの宿泊を挟み、我々は25時間近くをかけようやく目的の西スラウェシ州の州都マムジュ市に到着した。その後、先に現地に着いていたパンチャシラ大学の春名尋子教授と合流し、まずマムジュ市の商工会議所（カディン）を訪問した。

商工会議所はインドネシア全土の各地に設けられており、西スラウェシ州にも一つの商工会議所がある。商工会議所は、経済界の意見を代表して政府と連携協力し、企業育成、人材育成、投資環境の整備などを行っている経済団体である。

我々は、まず同州の特産品である布、コーヒー豆、チョコレート等についての紹介と説明を受け、その後、商工会議所の所長から歓迎の挨拶を受けるとともに、投資に対しては全面的に協力し、援助する意向であることの説明があった。



その後、事業者である商工会議所の各メンバーからは、商工会議所として投資対象になり得ると考えている案件の概要（鉱物、石油、魚介類（マグロ）、植物性油、果物、観光開発・複合施設の開発事業等）につき詳細な説明があった。

同州の商工会議所としては、インドネシアの首都移転先が対岸の東カリマンタンに決定したことを大きなビジネスチャンスとして、日本を含む海外からの投資に期待しているとのことであった。

(2) 州知事公邸訪問

次いで我々は州知事公邸において州知事と面会の機会をいただいた。

同州では、前日が州の独立記念日にあたり、州知事に

は多忙の中時間を割いていただきお会いすることができた。

州知事からの説明では、これまで同国に対する投資案件は実現までに多大な時間を要することが多かったものの、ジョコ大統領の方針に沿って、今後は早期に投資を実現させるよう体制を整えているとのことであった。また、州の振興という目的に沿った投資案件であれば、州政府が保有する土地は無償で使用を認めたいとの発言もあった。

具体的には、土地所有権が絡むもの、及び石油等の大型プラント案件は別として、数週間といった期間で許認可を出すところを目処としているとのことであった。

また、州知事の強い意向として、賄賂・汚職といった問題を介入させないように努力しており、トラブルがあった場合には直接州知事・州政府に相談してほしいという力強い発言をいただくことができた。

最後に、我々は州知事に対して当会会長の親書を手渡すことができ、州知事からは、「自分の父が生まれた際、父を取り上げたのが日本人の医師だった」とのエピソードも示され、親日的な一面を垣間見ることができた。

(3) 州政府における閣員からの説明

翌朝、我々は州政府庁舎を訪問し、州知事及び州閣僚メンバーから、西スラウェシ州の産業や特産品等について

詳細な説明を受けた。

同州は、石油・石炭といった天然資源のほか、金や銅といった鉱物が豊富であり、また、農林水産業に力を入れており、農業（米、コーン、フルーツ、コーヒー豆、カカオ）、畜産業（牛、ヤギ、鶏）、漁業（マグロ、えび、海藻、カニ、トビウオ）が特産品であるとの説明を受けた。

また、同州は医療機関が充実しており、A～Dに分類されたクラスのうち、Bクラスの病院が27箇所あること、看護学校が州内に3箇所あり、毎年200～300人の生徒が看護師資格を得ているとのことであった。ただし、看護師等の医療人材は現在州内では供給過多の状態にあり、看護師資格を得られても、州内の医療機関に就職できる者はわずか10～20%ほどであり、看護師資格を得たとしても、結果として他の仕事に就かざるを得ない者が多数いるとのことであった（次項参照）。

西スラウェシ州は豊富な天然資源や、多種多様な農林水産物、そして、多数の看護・介護人材が供給可能な状態であり、日本にとっても大きな魅力を秘めている地域であるものの、生産品の加工技術や、人材の供給制度といった技術・制度の確立に課題が多く残されており、日本からの投資や技術・制度構築支援等によって、大きく発展するポテンシャルがある地域であると感じることができた。



閣僚の方々と会議



州知事の執務室

(4) 看護学校訪問

その後我々は、西スラウェシ州の看護学校を訪問し、同校の現状と今後の課題等について事情を伺った。

まず我々は、同校の校長と面談し、同校が投資を受けて施設・教育の拡充を図り、卒業生を様々な分野や職種に送り出したいと考えている旨を伺った。

また、同校は、日本でいう専門学校であり、高校卒業後に入学し、3年間にわたり看護教育を受け、看護師を養成する教育機関であるとのことであった。

入学時の倍率は約2倍で、受験生約100名のうち50人程度が入学するものの、同校の卒業生の進路については、看護師として医療機関に進む者は限られ、公立病院・私立病院に就職する者とあわせても、同州において看護師として就職する卒業生の割合は10%程度にとどまるとのことであった。そのため、多くの卒業生が西スラウェシ州を出ていくが、最近ではカリマンタン島で就職する卒業生が多いとのことであった。

日本でもインドネシア人の看護師の受け入れが始まっているが、食事等の日常生活上の問題も多く、実務的には対応できているとはいえないのが実情である旨を伝えると、西スラウェシ州のみならずインドネシア全土で、日本はインドネシアに比べて給与が高いのでとても人気があるとのことであった。インドネシア人は、親日的で礼儀正しいので、西スラウェシ州からも多くの看護師を日本に就職させたい、看護師に限らず、介護士・ヘルパー等であっても日本で就職したいと考える学生はとて多いとのことであった。

我々は、日本に看護師を送り出すために必要な様々な問題を議論したが、最も重要な問題は、やはり日本語の教育をどのように行うかという点であるとのことであった。その他、送出機関の整備、適切な人材の育成・選定、信頼できる受入機関とのスムーズな連携等の様々な問題があることについても議論をしたが、西スラウェシ州には未だ国外のエージェントが参入していないとのことであり、日本企業が優秀なインドネシア人の看護師・介護士の確保

という観点からも同州は大きな可能性を秘めていると実感された。

(5) マジェネ市訪問

最後に我々は、西スラウェシ州の最南端に位置するマジェネ市を訪問し、市長及び担当者からマジェネ市の産業等の現状につき説明を受ける機会を得た。

西スラウェシ州マジェネ市では多くの市民が農業と漁業に従事しており、同州が今後積極的に産業振興を進めたいマグロとトビウオの漁獲高が同州で一番とのことであった。

また、就労先が限られていることから、看護・介護といった職種に関し、日本をはじめとした諸外国に人材を提供することを検討している旨の発言があった（現時点でもサウジアラビアに対して70名ほどが派遣されており、今後海外に派遣できる看護師も相当数存在するとのことであった）。

我々はここでも、看護・介護に関して人材不足に陥っている我が国と利害が合致していることから、例えば特定技能での在留資格の取得、受け入れ等、我々が弁護士として関与していくことができる余地が大きいとの感想を抱いた。

3 終わりに

西スラウェシ州はインドネシアの東部に位置し、現在は日本からのアクセスも良好とはいえない。しかし、インドネシアにおいては、2019年8月に首都移転が発表され、候補地は西スラウェシ州の対岸にある東カリマンタン州とされている。そうすると、首都移転を契機として、同州が飛躍的に発展する可能性が高い。

このようなタイミングで、ほとんどの日本人が訪れたことがない同州を訪問する機会を得られたことは、今後、部会の活動を継続していく上で大きな意味を持つように思われる。

work with Pride PRIDE 指標 2019 ゴールド受賞と カンファレンス参加の報告

性の平等に関する委員会委員 松永 成高 (66期)

1 PRIDE 指標ゴールド受賞

当会は、本年度PRIDE指標に応募し、ゴールドを受賞した。授賞式には、池田和郎副会長と筆者が参加した。

なお、本年度194の企業・団体が応募し、152団体がゴールド、8団体がシルバー、12団体がブロンズを受賞した。



2 カンファレンス

2019年10月11日、東京ミッドタウン日比谷にて、PRIDE指標の表彰を兼ねたカンファレンスが、「ブレイクスルー～新時代に向け、LGBTの取り組みをもう一步進めるには?～」をテーマに開催された。

当日は、小島慶子氏の総司会のもと、当事者（界隈の著名人を含む）や経営者の方々による濃密なパネルディスカッション、特に先進的で顕著な取り組みとされる「ベストプラクティス」の紹介等が行われた。

3 当会の取り組み

当会が行った主な取り組みとして、昨年度の職員就業規則等の改正が挙げられる。同改正により、各種の福利厚生制度（結婚、出産、育児等の際の休暇や支給金など）について、同性婚の職員も利用できることになった。規則改正後、職員対象の研修を実施し、性的少数者である職員からの申請により必要な対応がなされるよう、職場環境の整備が行われた。

その他、当会の規則等で、「セクシュアル・ハラスメント」の定義に「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」を含めていること、性の平等に関する委員会にセクシュアル・マイノリティPTを置き、セクシュアル・マイノリティ電話法律相談、研修、公開学習会等の人権擁護活動、啓発活動を行っていることが認められ、弁護士会として初のゴールドの受賞につながった。

4 おわりに

「LGBT」の語とともに近年耳にすることが増えた性的少数者の問題は、まだまだ議論の発展と社会の変化の途上にある。社会を身近なところから変えていく余地が大きく残された。馴染みのない話題であると思われた方は、敬遠せずに一度勉強してみると、意外な出会いがあるかもしれない。

PRIDE 指標とは

任意団体「work with Pride」は、2016年、職場における性的少数者への取り組みの評価指標である「PRIDE指標」を策定した。

この指標では、「行動宣言」、「当事者コミュニティ」、「啓発活動」、「人事制度、プログラム」、「社会貢献・渉外活動」の5分野の評価項目が定められ、企業等の団体は、各分野の評価項目のうち一定数に該当することで、当該分野の得点を得ることができる。5点満点に対してはゴールド、4点に対してはシルバー、3点に対してはブロンズの各賞が与えられ、表彰の対象とされる。

<https://workwithpride.jp/pride-i/>

シンポジウム「自治体職員必聴 まだ間に合う！民法改正と自治体実務」 実施報告

弁護士活動領域拡大推進本部 自治体連携センター委員 内野 真一 (57期)

2019年10月30日午後2時よりクレオBCにて、都内より100名を超す自治体職員等の皆様に参加いただき、本シンポジウムを開催した。

1 基調講演

九州大学大学院の田中孝男教授の自治体勤務経験も踏まえた基調講演では、私経済活動の他、権力的活動にも民法の適用・類推適用があり影響が大きいこと、旧法の適用に注意すべきこと等が指摘された後、消滅時効等の各論的考察がなされた。

消滅時効の点では、多くは知った時から5年となること、地下鉄運賃や国民健康保険料、児童手当等短期消滅時効が残っていること、賃金債権の短期消滅時効見直しと職員の給与や年次有給休暇への影響の可能性、短期消滅時効が廃止された水道料金や病院診察費、学校給食費等の旧法適用に関し、特に給水契約では長期間残ること、施行日後の時効更新・完成猶予事由発生の際は新法適用となり、担当職員に協議を行う旨の合意締結の努力義務を認める見解もあること等の指摘がなされた。

法定利率の点では、公営住宅の遅延損害金変更に伴う条例整備の必要性、約定利率の任意見直しの有意性等が指摘された。

保証の点では、保証人への情報提供義務につき個人情報保護法制の検討必要性、個人根保証で契約書に極度額明記が必要となり、公営住宅や新規採用職員の身元保証でも明記がないと保証契約が無効となること、公営住宅のモデル条例も保証人規定が削除され保証人制度の維持を再検討すべきこと等が指摘された。

定型約款の点では、不特定多数相手のものは条例を含め定型約款と考えた方がよいこと、約款表示が積極的公表を要し告示・掲示だけでは不足する可能性のあること、水道



料金、公の施設の利用料、情報公開コピー代実費値上げの際の要件具備の確認必要性等が指摘された。

2 パネルディスカッション

続いて、田中教授のほか、自治体勤務中の辻崇成会員、尾関信行会員、和光浩樹会員をパネリストに迎えた、海老原佐江子会員のコーディネートでのパネルディスカッションでも、消滅時効等を中心に現場経験に即した議論が展開された。

消滅時効の点では、主観的起算点と客観的起算点は、学校奨学金で退学時一括返済の期限の利益喪失条項がある場合等に不一致が考え得ること、公務員の主観的起算点早期認定の危険性、債権管理マニュアル等の見直しと迅速処理の必要性、学校給食費は卒業まで旧法が続くか疑問等の指摘がされた。

法定利率の点では、条例や契約への利率明記の有益性、市中金利との乖離から引下げられた経緯から、福祉的性格等も考慮し違約金利率見直しを検討すべきこと等が指摘された。

保証の点では、極度額の適切性につき、病院保証では、精神系を除き入院期間が平均3～4ヶ月で、その間の治療費等を過去の例を参考に推算する方法があること、公営住宅は国交省通知が参考になること、保証人を求めるかは、

特に困難な場合は不要とする方法や法人保証等もあり、他自治体の動向も踏まえ検討するだろうこと、保証人への情報提供に関し、主債務者の連絡先提供は対象外のため、事前に情報提供の同意書を得れば個人情報保護条例をクリアできるか、所管課との調整が考えられること等が指摘された。

定型約款の点では、要件を具備しないものは従来の判例法理に従うこと、条例規則や要綱も対象となり、上下水道、公営バス等の交通、補助金、貸付金等対象となり得ること

等の指摘がされる一方、どこまで対象となるかの疑問も指摘された。

3 まとめ

以上のとおり、盛況の内充実したシンポジウムが開催され、多くの参加者からも高い評価を得ることができた。このような企画を契機として、今後一層、自治体法務に関し、自治体関係者と弁護士会との連携がより強化されることが期待される。

第34回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 遠藤 常二郎 (39期)

当会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一橋大学名誉教授）は、2019年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月28日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2020年1月10日の当会新年式で行われる。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

代表理事 白石 草

特定非営利活動法人 OurPlanet-TVは2001年に設立した非営利の報道機関で、社会的弱者、少数者の視点から独自番組を制作し、インターネットで配信しているほか、ガンブル依存症患者や被災地の子どもを対象にした映像ワークショップなどにも取り組んでいる。特定の企業や行政等からの広告収入を得ない、独立性の高い運営を行っており、現在は認定NPO法人である。

2011年3月の東京電力福島第一原発事故後は、被災者が不安を抱えている子どもの健康問題などについて幅広く取材。国のバックアップのもとに開始された福島県の「県民健康調査」等をはじめ、被災者の視点で継続的に取材し、Web報道、論文、講演等によって広く市民に情報提供し、原発被災者の権利救済、さらには放射線被曝や研究倫理等に対するリテラシー向上につながる活動を展開してきた。

福島県の「県民健康調査」では、事故当時18歳以下だった38万人を対象とした甲状腺検査が実施されており、現在200人が甲状腺がんと診断されている。想定より多くの患者が見つかることをめぐり、県の検討委員会等においても、原発事故との因果関係が活発に議論されているが、時間の経過とともに、テレビ、新聞等のマスメディアは、この内容や問題点を十分に引き上げなくなりつつある。こうした中、OurPlanet-TVは独立メディアとして、同調査の結果や内容を正確に取材・分析し、報道を重ねてきた。こうした報道の蓄積は、多くの被害者のこれからの健康管理や補償の在り方、さらには将来のエネルギー政策をも含めた原発にまつわる諸問題に対して、合理的、民主的な解決を積み上げていくための不可欠な要素である。

また事故から5年後の2016年3月に制作した『子どもたちを守りたい～県境を越えてつながる母親たち』では、自分たちの手で基金を立ち上げ、甲状腺エコー検査を始めたり、地元の行政に働きかけて独自検診を実現させた東葛地域（茨城県・千葉県北西部・埼玉県南東部）に住む母親たちの粘り強い活動を伝えた。その活動は、自ら声をあげられない子どもたちを守ることにつながる。映像化および書籍化することはまさに在野の人権活動に光をあてるものであり、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい団体である。